

1. 国からの委託事業を巡る最近の動き

独立行政法人森林総合研究所

森林総合研究所では、農林水産省農林水産技術会議事務局から「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」、林野庁から「森林吸収源インベントリ情報整備事業」や「遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発事業」、環境省から「地球環境保全型試験研究費」や「地球環境研究総合推進費」等多くの事業を国から受託し、課題化して研究を行っている。

これらの事業を行うに当たっては、共同研究機関との検討を踏まえ当所で研究計画を作成して国に応募し、国による審査を経て契約しているものである。したがって、国における契約形態は企画競争による随意契約と区分されている。これは、数年前、いわゆる官製談合が相次いで発覚したことを受け、公共調達の適正化、特に随意契約の適正化を図るべきとされたことに伴い、多くは平成19年度から、従来の競争性のない随意契約から移行したものである。その後も、平成20年度の会計検査院による実地検査で契約事務が検査対象となるとともに、総務省行政評価局においても、平成20年に「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」が行われ、各府省に対してより一層競争性の高い契約方式へ移行すべき等の勧告が実施されたほか、自民党においても、税金の無駄遣いがないか調査・ヒアリングがなされるなど公費の効率的な使用を徹底する観点から、契約のより一層の適正化に向けた取組がなされている。

これら一連の動向に関連して、国からの受託研究において、今年度から備品の購入と再委託が厳しくチェックされるようになった。具体的な判断基準は担当部局によって異なるが、農林水産技術会議事務局の場合は、実験器具なら10万円、パーソナルコンピューター用のハードディスク等汎用性のあるものは5万円を超えるものは備品とされ、汎用性のある備品については、年度当初に作成した研究計画に購入計画を計上していなかったものについては追加購入が認められないこととなった。また、林野庁においては、地球環境保全型試験研究費や地球環境研究総合推進費などの環境省からの移替予算を含め、一般会計部局からの委託事業は3万円を超えるものが、国有林野事業特別会計からの委託事業においては5万円を超えるものが備品とされ、再委託先での備品購入については原則として認めない、どうしても備品購入の必要がある場合は、まずはリースで対応できないか、リースで対応できない場合は中古品の確保ができないかという手続き（代理店からそれぞれ対応できない旨の書類を出してもらう）を経てようやく備品購入が認められるという運用がなされている。また、再委託先に関しては、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業、地球環境保全型試験研究費等課題採択の審査を第三者が中心となって行っているものについては研究計画どおりに再委託の承認を得ることができるものの、審査を当該省庁の職員で行っていた事業については、再委託先が地方公共団体、他の研究開発独立行政法人である場合を除き、例えば年度当初に作成した研究計画どおりの再委託先であっても、参加者確認方式の公募や企画競争を行わない限り再委託の承認が得られないという事例が生じている。

このような厳しいチェックは、今後強化されることはあっても弱化することはないと考えられ、現に、農林水産省においては、今後、再委託比率が50%を超える場合は、課題採択の審査を第三者が中心となって行っているもの等を除き再委託を承認しない方向で検討していると聞く。当所の場合、都道府県林業関係試験研究機関が共同研究機関となっている研究課題が多く、これに伴い多くの再委託を行っているが、21年度は再委託契約に関して混乱が生じるのではないかと危惧しているところである。今後、林野庁に対して研究開発独立行政法人の特殊性を訴え、できる限り再委託先に迷惑がかからないよう努める考えである。

(研究管理科長 長江恭博)